

亀山市告示第215号

亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付要綱を次のように定める。

令和4年11月8日

亀山市長 櫻井 義之

亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山サステナブルファーマー認証（以下「K S F 認証」という。）を受けた法人に対し、亀山サステナブルファーマー認証制度交付金を交付することで、持続可能かつ高付加価値な農業を行う経営体の経営意欲を喚起し、生産性の高い稼げる農業の展開を促進して経営安定化及び地域の農業基盤の維持・発展を図ることを目的とする。

(交付金の名称)

第2条 この告示により交付する交付金は、亀山サステナブルファーマー認証制度交付金（以下「交付金」という。）という。

(交付金の交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、K S F 認証を受けた法人で、別表小項目の欄に掲げる取組項目に応じ、同表点数の欄に定める点数の合計（次条において「合計点数」という。）が8点以上であるものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、合計点数から7を減じた数に5万円を乗じて得た金額とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付申請書（別記様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第6条 市長は、交付対象者がK S F 認証を取り消されたときは、当該交付対象者から交付金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

取組項目

大項目	小項目	点数
担い手確保	役員の他に従業員を雇用していること。	1
	女性従業員の割合が40%以上であること。	3
	50歳未満の従業員が50%以上であること。	3
	障がい者を雇用していること。	2
経営改善	農産物の加工・販売に取り組んでいること。	1
	GAP認証を取得していること。	2
	スマート農業に取り組んでいること。	3
	農産物等のインターネット販売に取り組んでいること。	2
環境負荷低減	「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること。	1
	再生可能エネルギーを利用していること。	2

別記様式（第5条関係）

亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付申請書

年 月 日

亀山市長 宛て

住 所

（法人の主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人の名称及び代表者の職・氏名）

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山サステナブルファーマー認証制度交付金の交付を受けたいので、亀山サステナブルファーマー認証制度交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 亀山サステナブルファーマー認証書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類